

## とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント交付要領

### (趣旨)

第1条 とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント（以下「ポイント」という。）の交付については、とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 ポイント交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付ポイント及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

ポイント交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付ポイント	交付の相手方
県外への県産木材の利用促進及び販路拡大	とちぎ材を使用した県外の新築住宅に対し、建築主が使用できるポイントを交付する事業	1 住宅当たり、一律 10 万ポイント (1 ポイント 1 円相当とし、県内の農林水産品等との交換を行う。)	工務店等

### (交付の申請)

第3条 ポイント交付の申請をする者が提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出期限	提出先
とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント事業ポイント交付申請書	別記様式第1号 別記様式第2号	1	知事が別に定める期日	知事

### (交付の決定)

第4条 知事は、交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、ポイントを交付すべきと認めるときは、すみやかに交付の決定を行い、別記様式第3号により交付の相手方に通知するものとする。

### (交付の条件)

第5条 交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 申請ポイント（戸数）の変更をする場合においては、知事の承認を得ること。
- 2 ポイント交付決定後において事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに知事の承認を得ること。
- 3 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(変更承認等)

第6条 第5条第1項又は第2項の承認を受けようとする場合には、変更（又は中止又は廃止）承認申請書（別記様式第4号）に変更（又は中止又は廃止）の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 ポイントの交付決定を受けた者は、事業の実施状況について、次の表に定めるところにより報告しなければならない。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	提出期限	提出先
とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント事業状況報告書	別記様式第5号 別記様式第6号	1	12月10日	知事

(実績報告)

第8条 ポイントの交付決定を受けた者は、ポイント交付の対象となる事業が完了したとき、その実績について、次の表に定めるところにより報告しなければならない。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出期限	提出先
とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント事業実績報告書	別記様式第7号 別記様式第8号	1	事業完了後（全ての商品申込終了後）	知事

(完了検査)

第9条 知事は、前条の規定による報告後、速やかに完了検査を行い、当該検査の結果を別記様式第9号により交付の相手方に通知するものとする。

(確定通知)

第10条 知事は、前条の検査等により、第8条の報告に係る事業等の成果がポイント交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、別記様式第10号により交付の相手方に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ポイントの交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年度分の補助金から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年度分の補助金から実施する。